

使用開始日 2024年11月23日

愛称

**米 国 キ ラ リ**

しんきんUSバランス・プラスゴールド(1年決算型)

追加型投信／海外／資産複合

**投資信託説明書**

**(請求目論見書)**

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. この目論見書により行う「しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）」（愛称：米国キラリ）の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月22日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年11月23日に生じています。
2. 本文書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。
3. 「しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）」（愛称：米国キラリ）の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。

発行者名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 花岡 隆司
本店の所在の場所	東京都中央区京橋3丁目8番1号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）（ファンドの愛称を「米国キラリ」とします。以下「当ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）  
<コールセンター>0120-781812  
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）  
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

### (5)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

- ② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

<照会先>  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）  
<コールセンター>0120-781812  
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）  
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

**(6) 【申込単位】**

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

**(7) 【申込期間】**

2024年11月23日から2025年5月23日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

**(8) 【申込取扱場所】**

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00から17:00まで）

**(9) 【払込期日】**

- ・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
- ・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、委託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

**(10) 【払込取扱場所】**

取得申込金額は、申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① 当ファンドの取得申込みは、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ② 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを)当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- ③ ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに関し、これを受け付けるものとします。
- ④ 当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。(再投資の際に、申込手数料は掛かりません。)取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑤ 日本以外の地域における発行はありません。
- ⑥ 振替受益権について
  - ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
  - ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。
- ⑦ 投資信託振替制度について
  - ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
  - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

##### ① ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

##### ② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

#### 1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 投 信  追 加 型 投 信	国 内  海 外  内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回  年4回  年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・債券・ その他資産(商品))資産 配分変更型))	年12回 (毎月)  日々  その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券・その他資産（商品））資産配分変更型）」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて複数資産を投資対象とし、組入比率について、機動的な変更を行う旨の記載があるもの
- 「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジあり（部分ヘッジ）」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

### ③ファンドの特色

**特色1** マザーファンドへの投資を通じて、海外の複数の資産(債券・株式・金)に分散投資を行います。

**特色2** マザーファンドへの投資比率は、以下の資産配分比率を目指します。

資産	マザーファンド	資産配分比率
米国債券	しんきん米国債券ETFマザーファンド	60%程度
米国株式	しんきんS&P 500 インデックスマザーファンド	2.5%～ 20%程度
金	しんきんゴールドETFマザーファンド	2.5%～ 20%程度

**特色3** ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、米国株式と金への投資比率を上記の資産配分比率の範囲内で調整し、短期金融資産を組み入れます。(米国株式と金の資産配分は、ほぼ同じ比率とします。)

**特色4** しんきん米国債券ETFマザーファンドについては、原則として為替ヘッジを行います。

※しんきんS&P500インデックスマザーファンドおよびしんきんゴールドETFマザーファンドについては、為替ヘッジは行いません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## ■ 投資戦略

米国株式と金への資産配分比率を最大とした場合、各資産への配分比率は米国債券60%程度、米国株式20%程度、金20%程度とします。

- ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、変動リスクを年率4%程度<sup>※1</sup>に抑制することを目標として、米国株式と金への資産配分比率をそれぞれ2.5%～20%程度の範囲内で調整します。（米国株式と金への資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

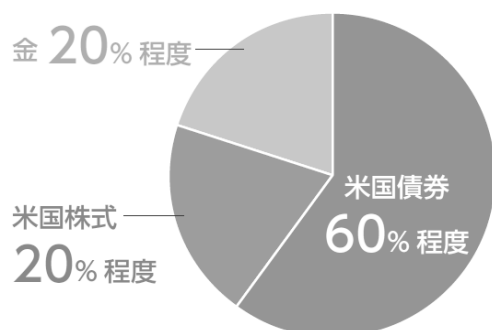
なお、米国株式と金への資産配分比率の合計は、最大でファンド資産の40%程度となりますが、基準価額の変動リスクを抑制するために両資産の比率を引き下げた場合、引き下げた部分については、短期金融資産<sup>※2</sup>により運用します。

※1 上記の数値は、ファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンを抑制するものではありません。基準価額の変動リスクを目標どおりに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく目標リスクの水準（年率4%程度）を見直すことがあります。

※2 短期金融資産とは、現金、短期国債、コールローンなどを指します。

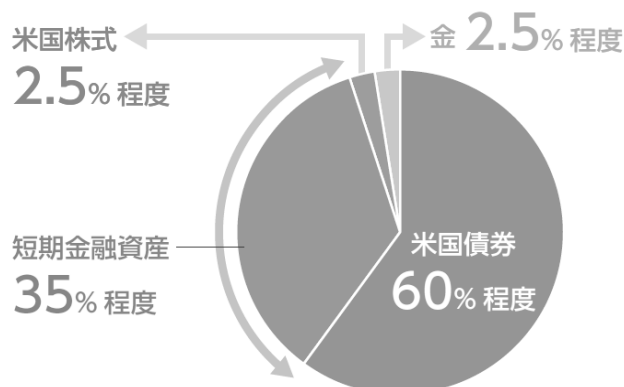
### ファンドの資産配分比率のイメージ

【米国株式と金への資産配分比率を最大とした場合】



「米国債券」の配分比率を60%程度とし、「成長性」に期待する「米国株式」と「金」の配分比率は、それぞれ20%程度とします。

【基準価額の変動リスクが大きくなった場合】



基準価額の変動リスクを年率4%程度に抑えることを目的として、「米国株式」と「金」の配分比率を引き下げます。引き下げた部分は、「短期金融資産」により運用します。なお、変動リスクの測定は日次で行い、変動リスクが小さくなった場合には、「米国株式」および「金」の投資比率を引き上げて、リターンの向上とファンドの資産成長をめざします。

※配分比率調整は、米国株式と金の資産配分比率がほぼ同じ比率となるように行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※上図は、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各マザーファンドが実質的に投資する投資対象ファンドは以下のとおりです。

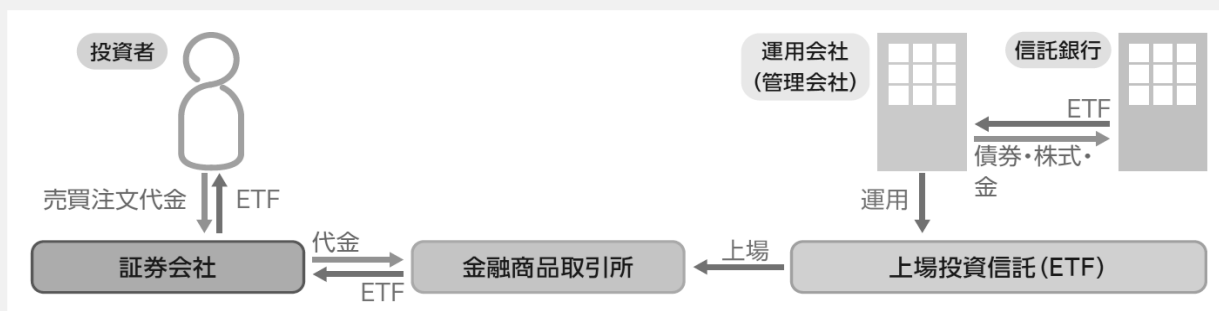
マザーファンド	投資対象ファンド
しんきん米国債券ETFマザーファンド	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF
しんきんS&P 500 インデックスマザーファンド	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF
しんきんゴールドETFマザーファンド	iシェアーズ ゴールド・トラスト*

\*投資対象ファンドは、委託会社の判断により変更する場合があります。

## ～ETFとは～

当ファンドは、ETFを通じて実質的に債券・株式・金に投資します。  
ETFはExchange Traded Fundの略で、上場投資信託と呼ばれます。

### ETFの仕組み



主な特徴は以下のとおりです。

- 特徴 1** 株式と同様に取引所に上場され、取引時間中はリアルタイムで取引ができます。通常の投資信託は1日1つの基準価額ですが、ETFは市場で取引され、価格は常に変動しています。
- 特徴 2** 多くのETFは指数に連動することを目指して運用されます。日本国内においてもTOPIXなど、様々な指数に連動するETFが設定されています。
- 特徴 3** リスク分散効果が見込めます。指数に連動することを目指すETFは、指数を構成する数多くの株式や債券等を投資対象としているため、個別銘柄に投資するよりも、リスク分散が図れます。

## 追加的記載事項

しんきんUS バランス・プラスゴールド（1年決算型）がマザーファンドを通じて実質的に投資する投資対象ファンドの概要は以下のとおりです。

### ◆iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF

運用方針	米国投資適格債券総合市場により構成される指数に連動した投資成果を目指します。
運用会社（管理会社）	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
取引通貨	米ドル
運用管理費用（年率）	0.03%程度

### ◆iシェアーズ・コア S&P 500 ETF

運用方針	米国の主要業種を代表する大企業500銘柄で構成されるS&P500指数に連動した投資成果を目指します。
運用会社（管理会社）	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
取引通貨	米ドル
運用管理費用（年率）	0.03%程度

### ◆iシェアーズ ゴールド・トラスト

運用方針	金地金の価格に連動した投資成果を目指します。
運用会社（管理会社）	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
取引通貨	米ドル
スポンサー費用*（年率）	0.25%程度

\*スポンサー費用とは、ファンド管理に掛かる費用をいいます。

※上記内容は今後変更となる場合があります。

### ～ブラックロック・ファンド・アドバイザーズについて～

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、グローバルに資産運用ビジネスを展開するブラックロック・グループ（以下、「ブラックロック」といいます。）の一員です。ブラックロックは、世界約30か国に拠点を擁し、約1,712兆円（2024年6月末現在）を運用する世界有数の資産運用グループです。

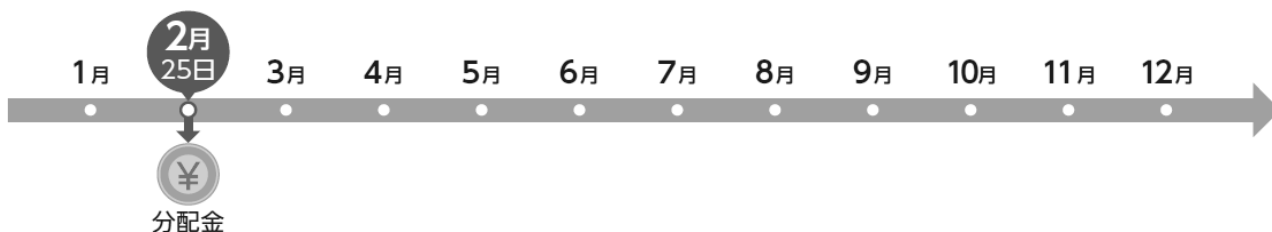
S&P500指数<sup>®</sup>はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスがしんきんアセットマネジメント投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's<sup>®</sup>およびS&P<sup>®</sup>は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。しんきんUS バランス・プラスゴールド（1年決算型）は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500指数<sup>®</sup>のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

## ■ 収益分配について

年1回の決算時（2月25日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。  
分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

### 収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

## ■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ■ 投資する各資産について

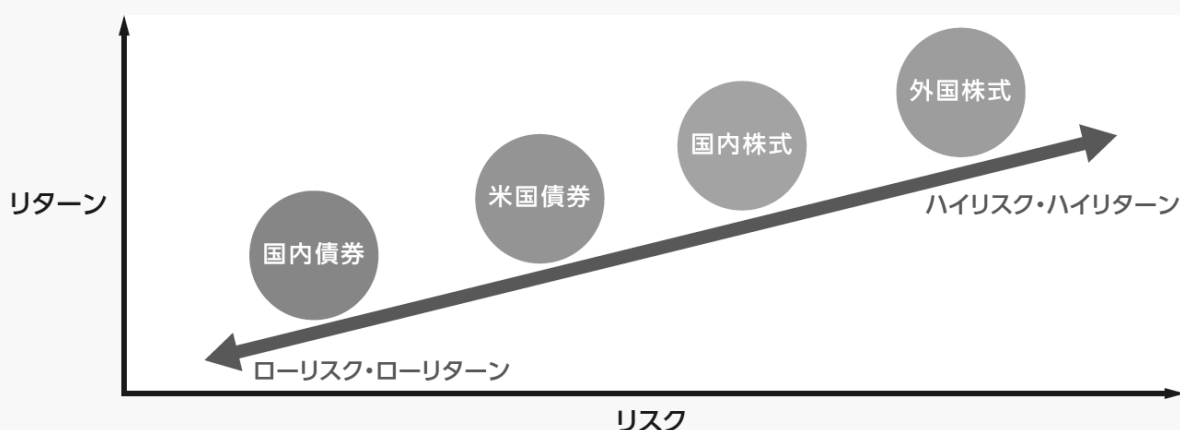
### 米国債券 (為替ヘッジあり)

米国の幅広い債券に投資します。

#### ◎米国債券 (為替ヘッジあり) のポイント

- 米国において投資適格の格付基準を有している国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、社債などに投資を行います。
- 国内債券と比較して、相対的に魅力的な米国債券に投資します。

### 主な金融商品と、リスク・リターンの関係



### 米国株式 (為替ヘッジなし)

高い成長性が期待され、先進国の中心を担う米国市場の株式に投資します。

#### ◎米国株式 (為替ヘッジなし) のポイント

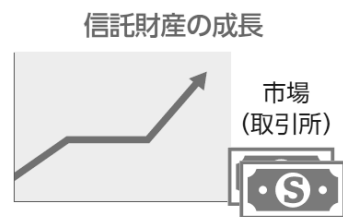
- 米国の代表的な株価指数である S&P500 指数に実質的な投資を行います。
- S&P500 指数はニューヨーク証券取引所、ナスダック等に上場している銘柄から代表的な 500 銘柄の株価をもとに算出されています。

### 株式投資の 2 大要素

株式の配当金  
による収益  
(インカム・  
ゲイン)



株価の値上がり  
による収益  
(キャピタル・  
ゲイン)



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 投資する各資産について

### 金（為替ヘッジなし）

主要資産と異なる値動きをする実物資産である「金」に投資します。

#### ◎金（為替ヘッジなし）のポイント

- 「金」は「実物資産」であり、世界中で同価値として扱われているため、「世界共通の資産」として高い換金性を有しています。
- 「金」はインフレの際に価値が損なわれにくい実物資産であることから、予想物価上昇率が高まれば買われやすくなる一方、先行きが不透明な状況下では「有事の金」として買われやすいという特徴も有しています。

### 金の特徴

金の値上がり  
による収益  
(キャピタル・  
ゲイン)



実物資産



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 外国為替市場の影響について

当ファンドは、資産を外貨建資産に投資します。

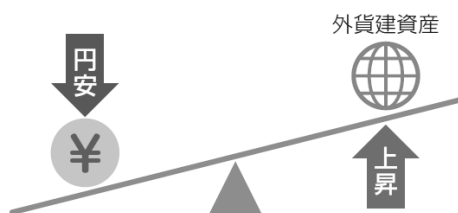
- 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。なお、当ファンドでは、しんきん米国債券ETFマザーファンドについては原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）を行います。

## 為替ヘッジについて

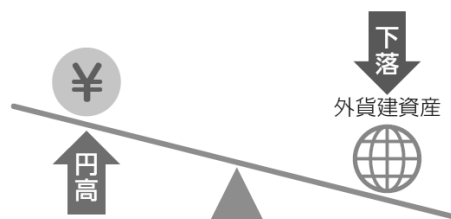
為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、一般的に為替予約等を用いて、現在の時点であらかじめ将来の為替レートを予約することで為替変動リスクを低減することをいいます。通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

## 為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。

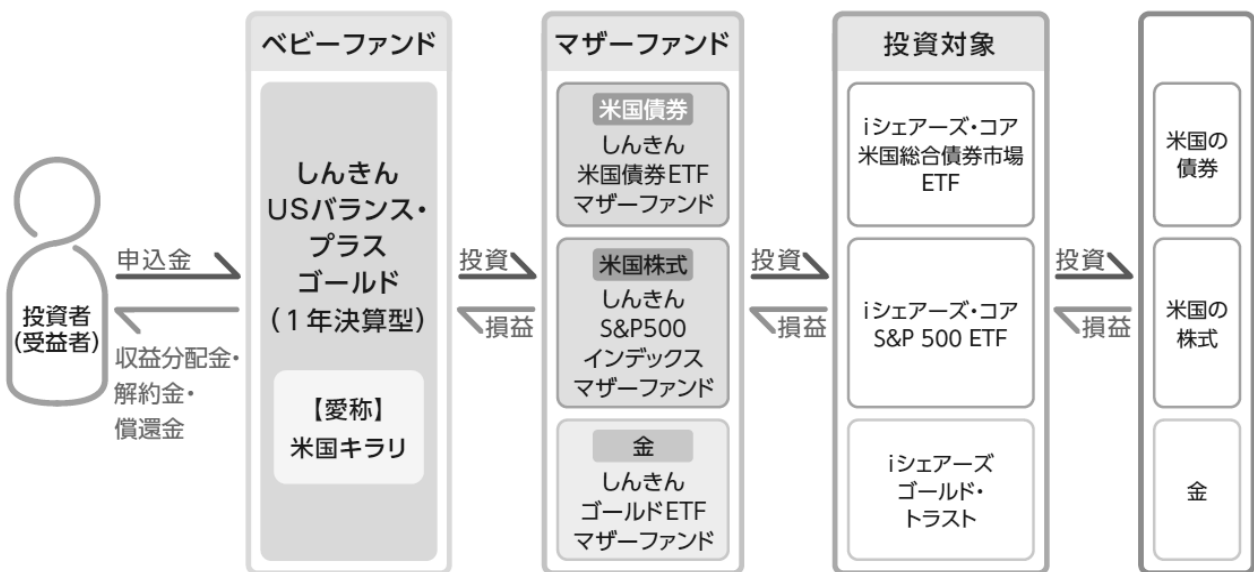


円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

## ■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※マザーファンドが投資対象とするETFには、別途運用管理費用等が掛かります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。



④ 信託金の限度額

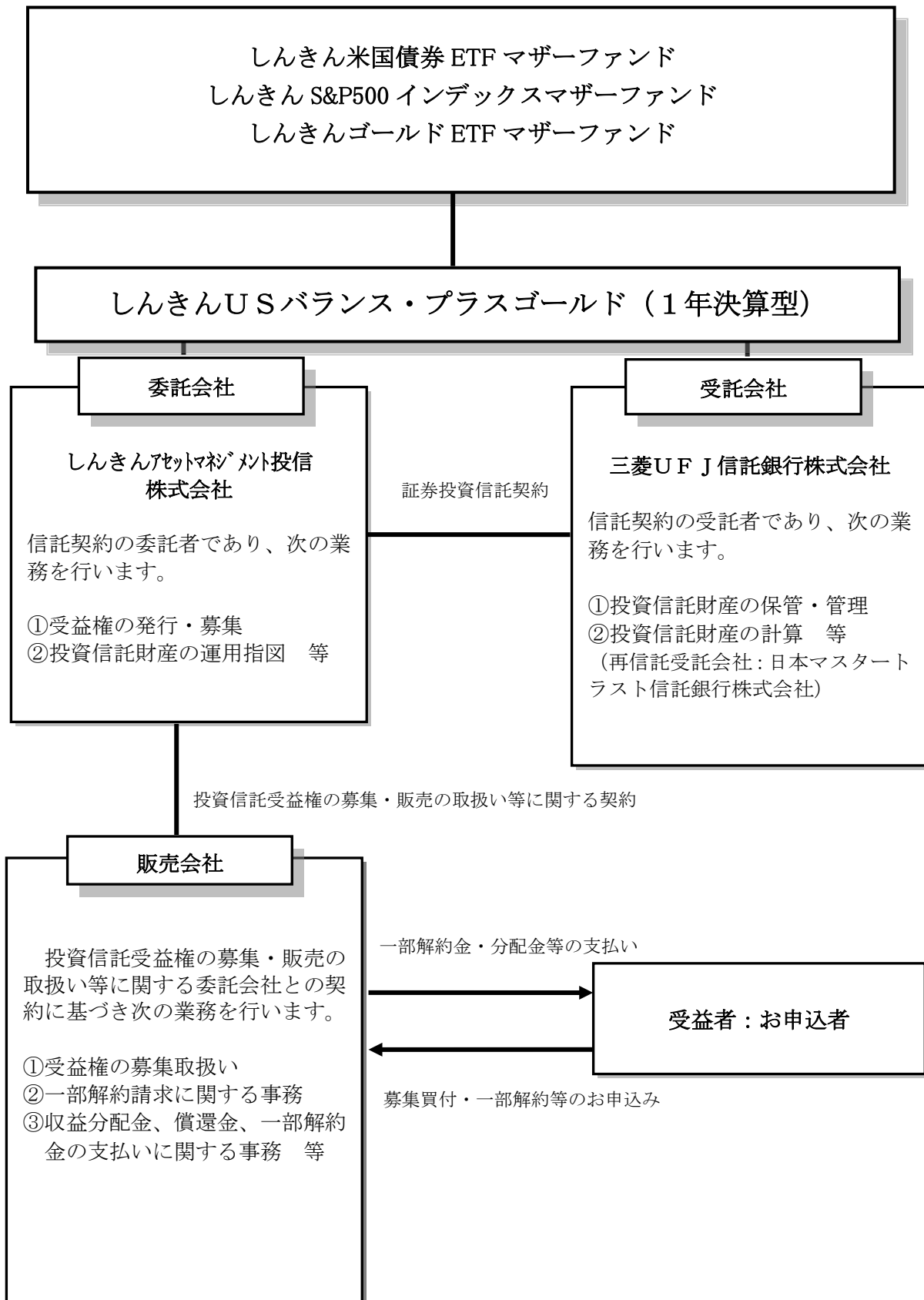
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年6月14日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



<委託会社の概況> (本書提出日現在)

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本金の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立  
 1991年3月 投資顧問業の登録  
 1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可  
 1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更  
 1998年12月 証券投資信託委託業の認可  
 2007年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録  
 2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 運用の基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資対象

「しんきん米国債券ETFマザーファンド」、「しんきんS&P500インデックスマザーファンド」および「しんきんゴールドETFマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とし、短期金融資産にも投資を行います。

③ 投資態度

1) 主として各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、海外の複数の資産（債券・株式・金）に分散投資を行います。

2) 各マザーファンドの受益証券の投資比率は、以下の資産配分比率を目指します。

資産	マザーファンド	資産配分比率
米国債券	しんきん米国債券ETFマザーファンド	60%程度
米国株式	しんきんS&P500インデックスマザーファンド	2.5%～20%程度
金	しんきんゴールドETFマザーファンド	2.5%～20%程度

3) ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、米国株式と金への投資比率を上記の資産配分比率の範囲内で調整し、短期金融資産を組み入れます。（米国株式と金の資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

4) しんきん米国債券ETFマザーファンドについては、原則として為替ヘッジを行います。

5) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合に

は、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

### ② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきん米国債券ETFマザーファンド」、「しんきんS&P500インデックスマザーファンド」および「しんきんゴールドETFマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## <参考>マザーファンドの概要

### 「しんきん米国債券ETFマザーファンド」

#### 1 投資方針

##### ① 運用の基本方針

この投資信託は、米国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

##### ② 投資対象

上場投資信託証券を主要投資対象とします。

##### ③ 投資態度

- 1) 主として上場投資信託証券である「i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF」への投資を行い、実質的に米国の債券に投資を行います。
- 2) 上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 2 投資対象

##### ① 投資の対象とする資産の種類

- 1) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

##### ② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券

- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### 3 投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 1 投資方針

### ① 運用の基本方針

この投資信託は、S&P500指数（配当込み、円換算ベース）に連動することを目指して運用を行います。

### ② 投資対象

米国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

### ③ 投資態度

- 1) 主として上場投資信託証券である「i シェアーズ・コア S&P 500 ETF」への投資を行い、実質的に米国の株式に投資を行います。
- 2) 上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 2 投資対象

### ① 投資の対象とする資産の種類

- 1) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### ② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号



で定めるものをいいます。)

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から6)に掲げる金融商品

により運用することの指図ができます。

### 3 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 1 投資方針

### ① 運用の基本方針

この投資信託は、米国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### ② 投資対象

上場投資信託証券を主要投資対象とします。

### ③ 投資態度

- 1) 主として上場投資信託証券に投資を行い、金地金価格への連動を目指します。なお、上場投資信託証券の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託者の判断により決定するものとします。
- 2) 上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 2 投資対象

### ① 投資の対象とする資産の種類

- 1) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### ② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号

で定めるものをいいます。)

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に定めるものを除きます。)
  - 23) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

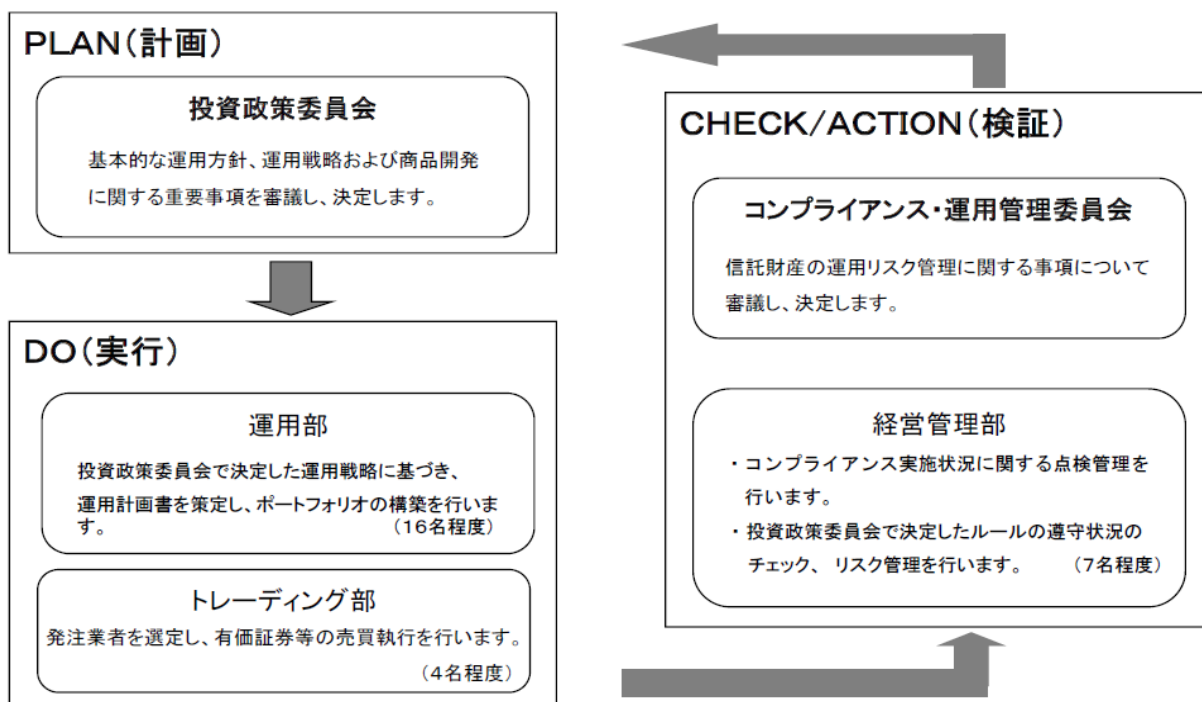
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### 3 投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### (3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



#### 《投資決定プロセス》

- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

年1回の決算日（2月25日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

### (5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

- ① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦ 外国為替予約取引の指図および範囲

1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 資金の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 上記1)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内

c. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3) 上記1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨ 法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

#### (1) 基準価額の変動要因

##### ① 価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金の価格は、需給関係や為替、金利変動、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の様々な要因により変動します。金の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ② 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### ③ 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

##### ④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### ⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### ⑥ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

#### (2) その他の留意点

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代



金のお支払が遅延する可能性があります。

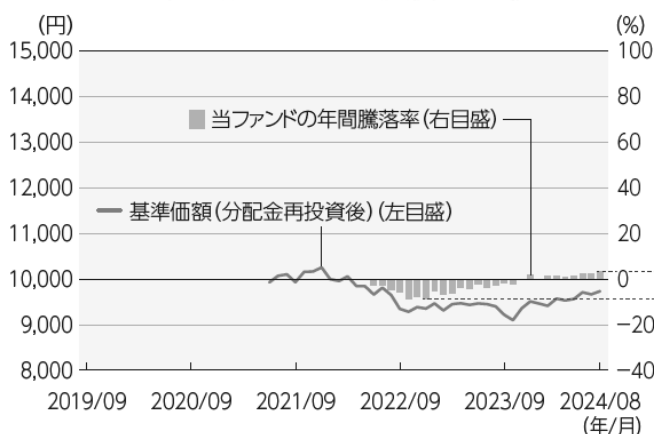
### (3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

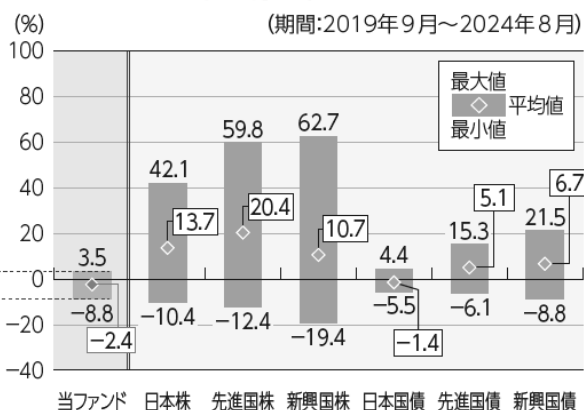
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および  
基準価額 (分配金再投資後) の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの  
年間騰落率の比較



※当ファンドの年間騰落率は、2022年6月から2024年8月です。  
 ※基準価額 (分配金再投資後) は、2021年6月末から2024年8月末です。  
 ※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額 (分配金再投資後) の推移を表示したものです。  
 ※基準価額 (分配金再投資後) は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセット  
 マネジメント投信株式会社が公表している基準価額とは異なる場合があります。  
 ※上記の右グラフは、当ファンドについては2022年6月から2024年8月、代表的な資産クラスについては2019年  
 9月から2024年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該  
 グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが  
 当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社 JPX 総研 又は株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。  
 ※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。  
 ※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2% (税抜2.0%) を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。(※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。)
- ② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税等相当額が課されます。
- ④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱い事務および情報提供等の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

<照会先>  
 しんきんアセットマネジメント投信株式会社 (委託会社)  
 <コールセンター>0120-781812  
 携帯電話からは03-5524-8181 (受付時間：営業日の9:00~17:00)  
 <ホームページ><https://www.skam.co.jp>

##### (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料および信託財産留保額はありませぬ。

##### (3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、**年率0.902% (税抜0.82%)**

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。

運用管理費用  
(信託報酬)

支払先	配分(税抜) および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.38%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.41%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	年率0.08%程度 (投資対象とする投資信託の運用管理費用等) ※投資方針に基づいて投資信託を組み入れた場合の最大値を試算しています。なお、資産配分比率や運用管理費用等が変動するため、この試算値も変動します。	
実質的な負担	<b>年率0.982% (税込) 程度</b> (当ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用等も加味した実質的な信託報酬率の目安です。)	

(注) 「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ 信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### ① 個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

##### ② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記<個別元本および収益分配金の区分の具体例>をご参照ください。

### ③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

#### 1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

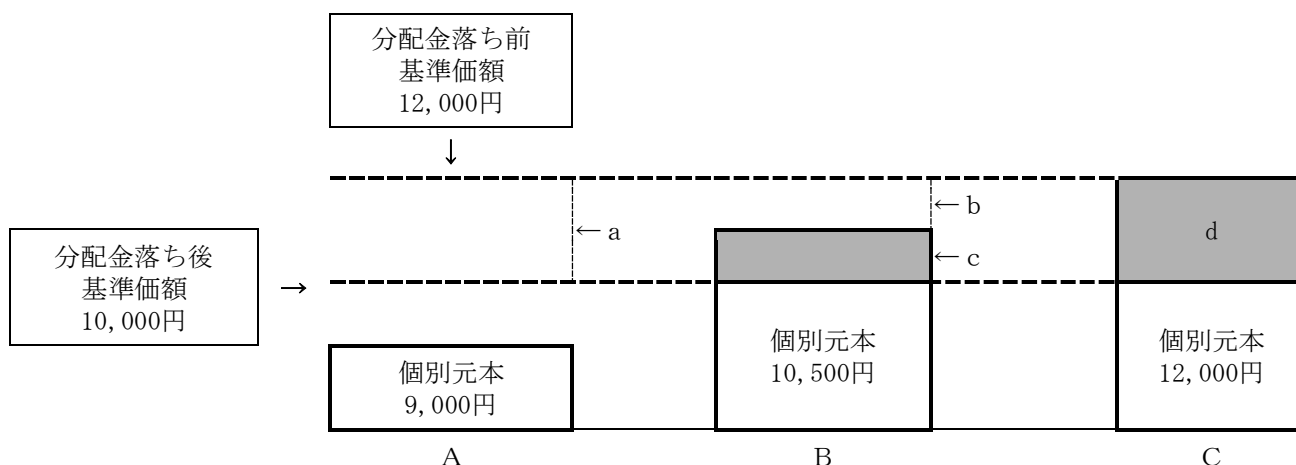
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合  
 分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合  
 分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。  
 収益分配金受取後の個別元本は  
 収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合  
 分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金(特別分配金)」となります。  
 収益分配金受取後の個別元本は  
 収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.15%	0.90%	0.25%

※対象期間は2023年2月28日から2024年2月26日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドにかかる費用は、その他費用に含まれています。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドには運用管理費用等の他に費用がありますが、上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

以下は2024年8月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

### 【しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）】

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	295,168,734	77.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	86,718,994	22.71
合計（純資産総額）		381,887,728	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	228,807,836	△59.91

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国債券ETFマザーファンド	185,259,231	1.2261	227,151,349	1.2390	229,536,187	60.11
2	日本	親投資信託受益証券	しんきんゴールドETFマザーファンド	19,906,610	1.5584	31,022,462	1.6515	32,875,766	8.61
3	日本	親投資信託受益証券	しんきんS&P500インデックスマザーファンド	17,492,674	1.8880	33,026,941	1.8726	32,756,781	8.58

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	77.29
合計	77.29

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	1,587,400.00	228,470,759	228,807,836	△59.91

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末 (2022 年 2 月 25 日)	308,968,194	308,968,194	9,921	9,921
第 2 計算期間末 (2023 年 2 月 27 日)	362,702,796	362,702,796	9,302	9,302
第 3 計算期間末 (2024 年 2 月 26 日)	375,273,817	379,102,153	9,312	9,407
2023 年 8 月末日	381,034,847	—	9,402	—
9 月末日	374,404,028	—	9,214	—
10 月末日	363,616,092	—	9,101	—
11 月末日	382,907,923	—	9,363	—
12 月末日	390,410,237	—	9,510	—
2024 年 1 月末日	385,601,529	—	9,465	—
2 月末日	378,602,688	—	9,319	—
3 月末日	362,617,899	—	9,474	—
4 月末日	376,920,880	—	9,434	—
5 月末日	379,892,344	—	9,468	—
6 月末日	381,333,394	—	9,611	—
7 月末日	380,180,111	—	9,570	—
8 月末日	381,887,728	—	9,635	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 期	2021 年 6 月 14 日～2022 年 2 月 25 日	0
第 2 期	2022 年 2 月 26 日～2023 年 2 月 27 日	0
第 3 期	2023 年 2 月 28 日～2024 年 2 月 26 日	95

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第 1 期	2021 年 6 月 14 日～2022 年 2 月 25 日	△0.79
第 2 期	2022 年 2 月 26 日～2023 年 2 月 27 日	△6.24
第 3 期	2023 年 2 月 28 日～2024 年 2 月 26 日	1.13
第 4 期 (中間)	2024 年 2 月 27 日～2024 年 8 月 26 日	3.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。



(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2021年6月14日～2022年2月25日	321,975,401	10,542,157
第2期	2022年2月26日～2023年2月27日	112,620,334	34,154,635
第3期	2023年2月28日～2024年2月26日	75,857,618	62,773,756
第4期 (中間)	2024年2月27日～2024年8月26日	35,790,695	42,720,946

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

## しんきん米国債券ETFマザーファンド

### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	228,799,169	99.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	738,784	0.32
合計(純資産総額)		229,537,953	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE U.S. AGGREGATE BOND ETF	15,724	14,115.94	221,959,118	14,550.95	228,799,169	99.68

##### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.68
合計	99.68

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきんS&P500インデックスマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	62,917,466,819	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△42,432,695	△0.07
合計（純資産総額）		62,875,034,124	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	82,342,721	0.13

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	773,912	71,191.65	55,096,079,863	81,297.95	62,917,466,819	100.07

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	米ドル	買建	569,000.00	82,339,990	82,342,721	0.13

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

しんきんゴールドETFマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	32,821,989	99.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	54,607	0.17
合計（純資産総額）		32,876,596	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST	4,760	6,084.49	28,962,200	6,895.37	32,821,989	99.83

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.83
合計	99.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

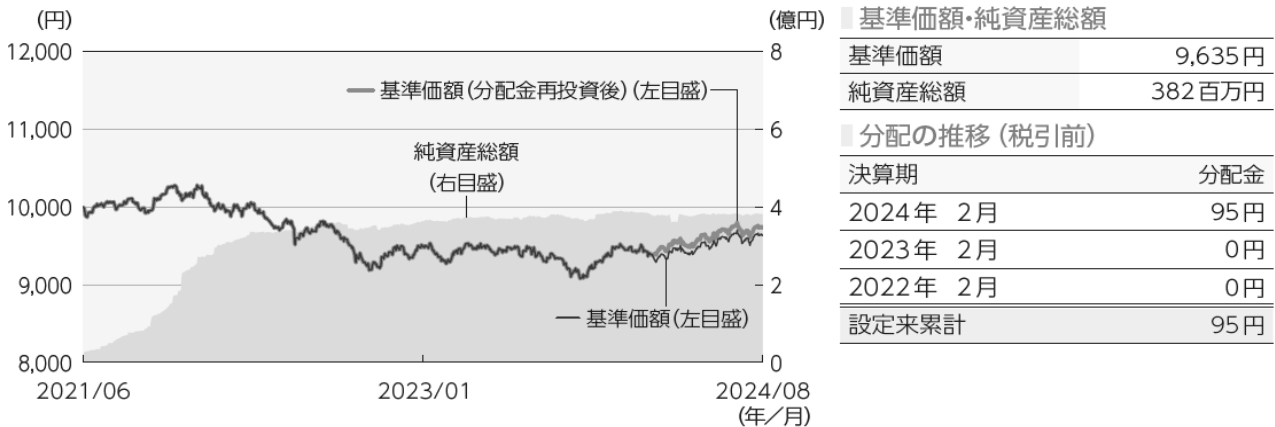
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

データは2024年8月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

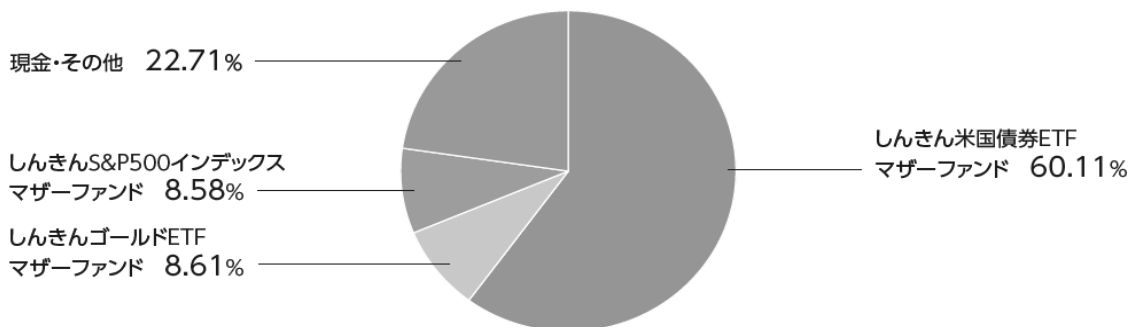
● 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金は1万口当たりです。  
 ※基準価額 (分配金再投資後) は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率



※投資比率は、しんきんUSバランス・プラスゴールド (1年決算型) の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■ (参考) しんきん米国債券ETF マザーファンドの状況

	銘柄名	国・地域名	投資比率
1	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF	米国	99.68%
2	現金・その他		0.32%

■ (参考) しんきんS&P500インデックスマザーファンドの状況

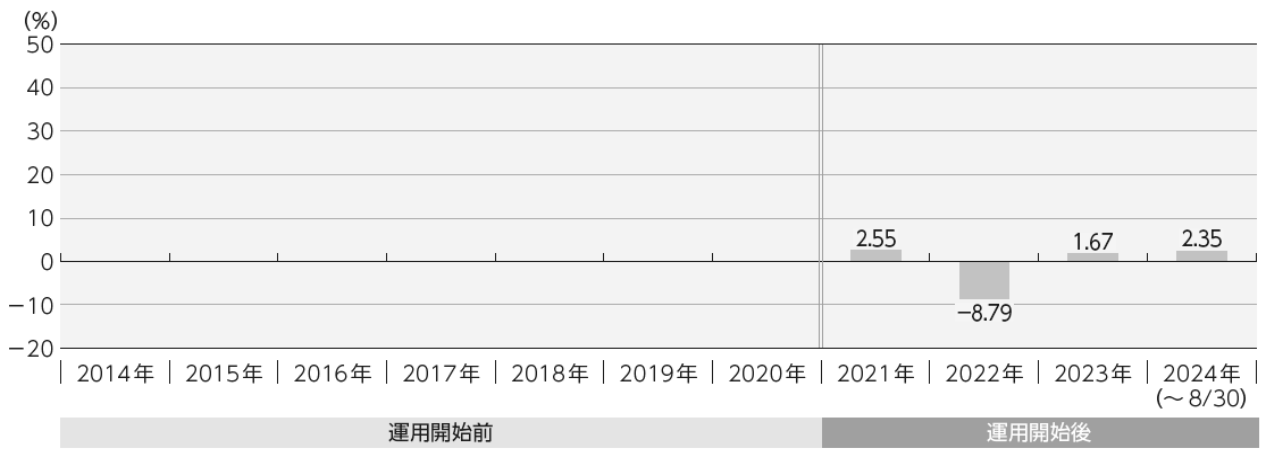
	銘柄名	国・地域名	投資比率
1	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	米国	100.07%
2	現金・その他		-0.07%

■ (参考) しんきんゴールドETF マザーファンドの状況

	銘柄名	国・地域名	投資比率
1	iシェアーズ ゴールド・トラスト	米国	99.83%
2	現金・その他		0.17%

※投資比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

● 年間収益率の推移 (期間:2014年～2024年)



- ※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。
- ※2021年は、6月14日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。
- ※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
- ※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。  
また、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。  
なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限り、これを受け付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<p>&lt;照会先&gt; しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） &lt;コールセンター&gt;0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00） &lt;ホームページ&gt;<a href="https://www.skam.co.jp">https://www.skam.co.jp</a></p>
---

### 2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り

扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

- (3) ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- (6) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10) 委託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金(解約)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）  
<コールセンター>0120-781812  
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00~17:00）  
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>



### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。  
(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）  
<コールセンター>0120-781812  
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）  
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

##### ② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

###### 1) 当ファンド

マザーファンドの受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

###### 2) マザーファンド

- ・外国の金融商品取引所上場の投資信託証券は、原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5) その他」の「① ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年2月26日から翌年2月25日までとします。
- ② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ① ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が3億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 上記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 上記2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社はその任務を辞任する場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ② 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 2) 委託会社は、上記1)の事項（上記1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記1)の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款

に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 3) 上記2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 上記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 上記1)から6)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

### ④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

### ⑤ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日(原則2月25日)および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。

### ⑥ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ④ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

## (4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年2月28日から2024年2月26日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年4月26日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）の2023年2月28日から2024年2月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）の2024年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】  
 しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）  
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年2月27日現在)	当期 (2024年2月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	94,668,661	—
コール・ローン	41,580,312	119,284,180
親投資信託受益証券	241,222,142	263,294,438
未収入金	3,359	—
流動資産合計	377,474,474	382,578,618
資産合計	377,474,474	382,578,618
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,297,045	345,410
未払金	9,124,195	12,027
未払収益分配金	—	3,828,336
未払解約金	710,659	1,390,211
未払受託者報酬	59,484	62,819
未払委託者報酬	1,566,429	1,654,000
未払利息	122	346
その他未払費用	13,744	11,652
流動負債合計	14,771,678	7,304,801
負債合計	14,771,678	7,304,801
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1,※3 389,898,943	※1,※3 402,982,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △27,196,147	※2 △27,708,988
（分配準備積立金）	1,626,434	1,402,519
元本等合計	362,702,796	375,273,817
純資産合計	362,702,796	375,273,817
負債純資産合計	377,474,474	382,578,618



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2022年2月26日 至 2023年2月27日)	当期 (自 2023年2月28日 至 2024年2月26日)
営業収益		
有価証券売買等損益	21,520,908	43,843,496
為替差損益	△40,798,474	△36,223,475
営業収益合計	△19,277,566	7,620,021
営業費用		
支払利息	79,614	53,933
受託者報酬	114,848	123,598
委託者報酬	3,024,485	3,254,449
その他費用	53,621	137,173
営業費用合計	3,272,568	3,569,153
営業利益又は営業損失(△)	△22,550,134	4,050,868
経常利益又は経常損失(△)	△22,550,134	4,050,868
当期純利益又は当期純損失(△)	△22,550,134	4,050,868
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,409,344	381,745
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△2,465,050	△27,196,147
剰余金増加額又は欠損金減少額	381,197	4,326,935
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	381,197	4,326,935
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,971,504	4,680,563
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,971,504	4,680,563
分配金	※1 ー	※1 3,828,336
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△27,196,147	△27,708,988

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2023年2月28日から2024年2月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2023年2月27日現在)	当期 (2024年2月26日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2023年2月27日現在)	当期 (2024年2月26日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 311,433,244円 期中追加設定元本額 112,620,334円 期中一部解約元本額 34,154,635円	期首元本額 389,898,943円 期中追加設定元本額 75,857,618円 期中一部解約元本額 62,773,756円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,196,147円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,708,988円であります。
※3 計算期間末日における受益権の総数	389,898,943口	402,982,805口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2022年2月26日 至 2023年2月27日)		当期 (自 2023年2月28日 至 2024年2月26日)	
※1 分配金の計算過程		※1 分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 1,527,983円	A	費用控除後の配当等収益額 3,839,492円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 457,563円	C	収益調整金額 871,227円
D	分配準備積立金額 98,451円	D	分配準備積立金額 1,391,363円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,083,997円	E	当ファンドの分配対象収益額 6,102,082円
F	当ファンドの期末残存口数 389,898,943口	F	当ファンドの期末残存口数 402,982,805口
G	10,000口当たり収益分配対象額 53円	G	10,000口当たり収益分配対象額 151円
H	10,000口当たり分配金額 0円	H	10,000口当たり分配金額 95円
I	収益分配金金額 0円	I	収益分配金金額 3,828,336円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2022年2月26日 至 2023年2月27日)	当期 (自 2023年2月28日 至 2024年2月26日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2023年2月27日現在)	当期 (2024年2月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2023年2月27日現在)	当期 (2024年2月26日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,963,897円	32,151,514円
合計	10,963,897円	32,151,514円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

前期 (2023年2月27日現在)					
区分	種類	契約額 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	217,002,777	—	220,299,822	△3,297,045
	米ドル	217,002,777	—	220,299,822	△3,297,045
合計		217,002,777	—	220,299,822	△3,297,045

当期 (2024年2月26日現在)					
区分	種類	契約額 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	223,041,473	—	223,386,883	△345,410
	米ドル	223,041,473	—	223,386,883	△345,410
合計		223,041,473	—	223,386,883	△345,410

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2022年2月26日 至 2023年2月27日)	当期 (自 2023年2月28日 至 2024年2月26日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2023年2月27日現在)	当期 (2024年2月26日現在)
1口当たり純資産額 0.9302円 (1万口当たり純資産額 9,302円)	1口当たり純資産額 0.9312円 (1万口当たり純資産額 9,312円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式  
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんS&P500インデックスマザーファンド	10,850,504	19,076,271	
親投資信託受益証券	しんきん米国債券ETFマザーファンド	184,334,291	225,459,271	
親投資信託受益証券	しんきんゴールドETFマザーファンド	13,426,064	18,758,896	
親投資信託受益証券 合計		208,610,859	263,294,438	
合計		208,610,859	263,294,438	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきんS&P500インデックスマザーファンド」、「しんきん米国債券ETFマザーファンド」及び「しんきんゴールドETFマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんS&P500インデックスマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんS&P500インデックスマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2024年2月26日現在
科目	注記 番号	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		280,337,058
コール・ローン		25,925,302
投資信託受益証券		47,290,228,190
流動資産合計		47,596,490,550
資産合計		47,596,490,550
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		13,413
未払金		600,209,290
未払利息		75
その他未払費用		816
流動負債合計		600,223,594
負債合計		600,223,594
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	26,731,880,898
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		20,264,386,058
元本等合計		46,996,266,956
純資産合計		46,996,266,956
負債純資産合計		47,596,490,550

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年2月26日現在
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年2月26日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	18,889,013,224円
	期中追加設定元本額	10,487,639,513円
	期中一部解約元本額	2,644,771,839円
	元本の内訳	
	しんきんS&P500インデックスファンド	26,721,030,394円
	しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）	10,850,504円
	合計	26,731,880,898円
※2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	26,731,880,898円	



(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年 2月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年 2月26日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,790,984,118円
合計	2,790,984,118円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

2024年2月26日現在					
区分	種類	契約額 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	320,081,311	—	320,067,898	△13,413
	米ドル	320,081,311	—	320,067,898	△13,413
合計		320,081,311	—	320,067,898	△13,413

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 同計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年2月28日 至 2024年2月26日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年2月26日現在
1口当たり純資産額 1,7581円 (1万口当たり純資産額 17,581円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES CORE S&P 500 ETF	616,282	314,513,355.88	
米ドル 小計			616,282	314,513,355.88 (47,290,228,190)	
投資信託受益証券 合計				47,290,228,190 (47,290,228,190)	
合計				47,290,228,190 (47,290,228,190)	

注1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

「しんきん米国債券ETFマザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国債券ETFマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2024年2月26日現在
科目	注記 番号	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		129,887
コール・ローン		18,976
投資信託受益証券		225,307,236
流動資産合計		225,456,099
資産合計		225,456,099
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		2
流動負債合計		2
負債合計		2
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	184,334,291
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		41,121,806
元本等合計		225,456,097
純資産合計		225,456,097
負債純資産合計		225,456,099

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年2月26日現在
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していませんため、注記を省略しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年2月26日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	204,921,632円
	期中追加設定元本額	37,911,518円
	期中一部解約元本額	58,498,859円
	元本の内訳	しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）
	184,334,291円	
	合計 184,334,291円	
※2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	184,334,291口	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年 2月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年 2月26日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	509,221円
合計	509,221円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年2月26日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年2月28日 至 2024年2月26日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年2月26日現在
1口当たり純資産額 1,2231円 (1万口当たり純資産額 12,231円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

- ① 株式  
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES CORE U. S. AGGREGATE BOND ETF	15,394	1,498,451.96	
米ドル 小計			15,394	1,498,451.96 (225,307,236)	
投資信託受益証券 合計				225,307,236 (225,307,236)	
合計				225,307,236 (225,307,236)	

注1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券1銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

「しんきんゴールドETFマザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんゴールドETFマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2024年2月26日現在
科目	注記 番号	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		9,910
コール・ローン		6,776
投資信託受益証券		18,742,482
流動資産合計		18,759,168
資産合計		18,759,168
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	13,426,064
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		5,333,104
元本等合計		18,759,168
純資産合計		18,759,168
負債純資産合計		18,759,168



(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年2月26日現在
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年2月26日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	9,154,075円
	期中追加設定元本額	36,674,476円
	期中一部解約元本額	32,402,487円
	元本の内訳	しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）
		13,426,064円
	合計	13,426,064円
※2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	13,426,064口	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年 2月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年 2月26日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	914,742円
合計	914,742円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年2月26日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年2月28日 至 2024年2月26日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年2月26日現在
1口当たり純資産額 1,3972円 (1万口当たり純資産額 13,972円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式  
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES GOLD TRUST	3,236	124,650.72	
米ドル 小計			3,236	124,650.72 (18,742,482)	
投資信託受益証券 合計				18,742,482 (18,742,482)	
合計				18,742,482 (18,742,482)	

注1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券1銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

## 【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年2月27日から2024年8月26日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月8日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）の2024年2月27日から2024年8月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）の2024年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月27日から2024年8月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表  
 しんきんUSバランズ・プラスゴールド（1年決算型）  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年2月26日現在)	当中間計算期間末 (2024年8月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	119,284,180	81,377,722
親投資信託受益証券	263,294,438	284,222,459
派生商品評価勘定	—	18,924,052
未収利息	—	483
流動資産合計	382,578,618	384,524,716
資産合計	382,578,618	384,524,716
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	345,410	—
未払金	12,027	—
未払収益分配金	3,828,336	—
未払解約金	1,390,211	951,367
未払受託者報酬	62,819	62,150
未払委託者報酬	1,654,000	1,636,617
未払利息	346	—
その他未払費用	11,652	10,302
流動負債合計	7,304,801	2,660,436
負債合計	7,304,801	2,660,436
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1,※3 402,982,805	※1,※3 396,052,554
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	※2 △27,708,988	※2 △14,188,274
(分配準備積立金)	1,402,519	1,259,137
元本等合計	375,273,817	381,864,280
純資産合計	375,273,817	381,864,280
負債純資産合計	382,578,618	384,524,716

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2023年2月28日 至 2023年8月27日)	当中間計算期間 (自 2024年2月27日 至 2024年8月26日)
営業収益		
受取利息	—	12,488
有価証券売買等損益	25,832,003	11,433,021
為替差損益	△22,603,039	3,468,647
営業収益合計	3,228,964	14,914,156
営業費用		
支払利息	19,430	4,912
受託者報酬	60,779	62,150
委託者報酬	1,600,449	1,636,617
その他費用	79,203	17,587
営業費用合計	1,759,861	1,721,266
営業利益又は営業損失(△)	1,469,103	13,192,890
経常利益又は経常損失(△)	1,469,103	13,192,890
中間純利益又は中間純損失(△)	1,469,103	13,192,890
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	264,733	632,653
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△27,196,147	△27,708,988
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,368,368	2,922,775
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,368,368	2,922,775
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,899,096	1,962,298
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,899,096	1,962,298
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△26,522,505	△14,188,274



(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2024年2月26日現在)	当中間計算期間末 (2024年8月26日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 389,898,943円 期中追加設定元本額 75,857,618円 期中一部解約元本額 62,773,756円	期首元本額 402,982,805円 期中追加設定元本額 35,790,695円 期中一部解約元本額 42,720,946円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,708,988円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,188,274円であります。
※3 中間計算期間末における受益権の総数	402,982,805口	396,052,554口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2023年2月28日 至 2023年8月27日)	当中間計算期間 (自 2024年2月27日 至 2024年8月26日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2024年2月26日現在)	当中間計算期間末 (2024年8月26日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券 同左

	<p>(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
(通貨関連)

前計算期間末 (2024年2月26日現在)					
区分	種類	契約額 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	223,041,473	—	223,386,883	△345,410
	米ドル	223,041,473	—	223,386,883	△345,410
合計		223,041,473	—	223,386,883	△345,410

当中間計算期間末 (2024年8月26日現在)					
区分	種類	契約額 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	232,201,273	—	213,277,221	18,924,052
	米ドル	232,201,273	—	213,277,221	18,924,052
合計		232,201,273	—	213,277,221	18,924,052

(注)時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
  - ① 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている  
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合  
は、以下の方法によっております。
    - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合  
には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもと  
に計算しております。
    - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場  
合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算  
期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(1口当たり情報)

前計算期間末 (2024年2月26日現在)	当中間計算期間末 (2024年8月26日現在)
1口当たり純資産額 0.9312円 (1万口当たり純資産額 9,312円)	1口当たり純資産額 0.9642円 (1万口当たり純資産額 9,642円)

(参考情報)

当ファンドは、「しんきんS&P500インデックスマザーファンド」、「しんきん米国債券ETFマザーファンド」及び「しんきんゴールドETFマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんS&P500インデックスマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんS&P500インデックスマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2024年8月26日現在
資産の部		
流動資産		
預金		140,444,998
コール・ローン		37,962,945
投資信託受益証券		62,336,197,399
派生商品評価勘定		2,078
未収利息		225
流動資産合計		62,514,607,645
資産合計		62,514,607,645
負債の部		
流動負債		
未払金		177,947,719
流動負債合計		177,947,719
負債合計		177,947,719
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	33,351,737,932
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		28,984,921,994
元本等合計		62,336,659,926
純資産合計		62,336,659,926
負債純資産合計		62,514,607,645

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年8月26日現在
<p>※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額</p>	<p>期首元本額 26,731,880,898円</p> <p>期中追加設定元本額 6,940,748,781円</p> <p>期中一部解約元本額 320,891,747円</p>
<p>元本の内訳</p>	<p>しんきんS&amp;P500インデックスファンド 33,334,443,247円</p> <p>しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型） 17,294,685円</p> <p>合計 33,351,737,932円</p>
<p>※2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数</p>	<p>33,351,737,932口</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年8月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

2024年8月26日現在					
区分	種類	契約額 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	37,748,679	—	37,750,757	2,078
	米ドル	37,748,679	—	37,750,757	2,078
合計		37,748,679	—	37,750,757	2,078

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 同中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(1口当たり情報)

2024年8月26日現在
1口当たり純資産額 1,8691円 (1万口当たり純資産額 18,691円)

「しんきん米国債券ETFマザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国債券ETFマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

2024年8月26日現在		
資産の部		
流動資産		
預金		100,231
コール・ローン		615,799
投資信託受益証券		218,242,240
未収利息		3
流動資産合計		218,958,273
資産合計		218,958,273
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	177,746,511
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		41,211,762
元本等合計		218,958,273
純資産合計		218,958,273
負債純資産合計		218,958,273



(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年8月26日現在	
<p>※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額</p> <p>元本の内訳</p>	<p>期首元本額</p> <p>期中追加設定元本額</p> <p>期中一部解約元本額</p> <p>しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）</p>	<p>184,334,291円</p> <p>16,567,504円</p> <p>23,155,284円</p> <p>177,746,511円</p>
	<p>合計</p>	<p>177,746,511円</p>
<p>※2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数</p>		<p>177,746,511口</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年8月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年8月26日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年8月26日現在
1口当たり純資産額 1,2319円 (1万口当たり純資産額 12,319円)

「しんきんゴールドETFマザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんゴールドETFマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

2024年8月26日現在		
資産の部		
流動資産		
預金		1,685
コール・ローン		55,742
投資信託受益証券		32,874,097
流動資産合計		32,931,524
資産合計		32,931,524
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	20,191,942
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)		12,739,582
元本等合計		32,931,524
純資産合計		32,931,524
負債純資産合計		32,931,524

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年8月26日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	13,426,064円
	期中追加設定元本額	37,546,675円
	期中一部解約元本額	30,780,797円
元本の内訳	しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）	20,191,942円
	合計	20,191,942円
※2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数		20,191,942口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年8月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年8月26日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年8月26日現在
1口当たり純資産額 1,6309円 (1万口当たり純資産額 16,309円)

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2024年8月30日現在

しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型）

I 資産総額	610,396,369 円
II 負債総額	228,508,641 円
III 純資産総額（I－II）	381,887,728 円
IV 発行済数量	396,359,228 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9635 円

（参考）しんきん米国債券ETFマザーファンド

I 資産総額	238,838,089 円
II 負債総額	9,300,136 円
III 純資産総額（I－II）	229,537,953 円
IV 発行済数量	185,259,231 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2390 円

（参考）しんきんS&P500インデックスマザーファンド

I 資産総額	63,284,200,868 円
II 負債総額	409,166,744 円
III 純資産総額（I－II）	62,875,034,124 円
IV 発行済数量	33,576,293,962 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8726 円

（参考）しんきんゴールドETFマザーファンド

I 資産総額	32,876,596 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	32,876,596 円
IV 発行済数量	19,906,610 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6515 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿  
該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
- (4) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。
- (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

##### (2) 当社の機構

###### ○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

###### ○投資運用の意思決定機構

###### ① 商品企画体制

###### ・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

###### ② 運用体制

###### ・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

###### ・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。



### ③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2024年8月30日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位：百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	94	833,960
単位型公社債投資信託	36	77,423
単位型株式投資信託	86	154,491
合計	216	1,065,875

(注) 純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,096,631		8,583,718
前払費用			36,097		36,090
未収委託者報酬			684,094		714,228
未収運用受託報酬	*2		8,342		17,472
未収収益			13		53
その他の流動資産			5,263		8,804
流動資産計			8,830,443		9,360,369
固定資産					
有形固定資産	*1		91,563		96,118
建物		68,621		66,035	
器具備品		22,941		30,082	
無形固定資産			43,991		30,478
ソフトウェア		42,579		28,836	
電話加入権		959		959	
その他		451		681	
投資その他の資産			43,197		61,265
投資有価証券		3,724		22,943	
長期前払費用		825		1,735	
繰延税金資産		38,647		36,586	
固定資産計			178,752		187,861
資産合計			9,009,195		9,548,231

科 目	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			486,155		525,427
未払手数料	*2	412,521		446,175	
その他未払金		73,634		79,251	
未払法人税等			151,940		99,630
未払消費税等			38,253		23,241
未払事業所税			2,241		2,368
賞与引当金			84,622		85,497
その他の流動負債			4,551		4,498
流動負債計			767,765		740,664
固定負債					
退職給付引当金			147,286		149,819
役員退職慰労引当金			37,727		16,156
固定負債計			185,013		165,976
負債合計			952,779		906,640
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,056,260		8,641,284
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,856,260		8,441,284
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,854,260		8,439,284	
別途積立金		6,990,000		7,700,000	
繰越利益剰余金		864,260		739,284	
評価・換算差額等			155		307
その他有価証券評価差額金			155		307
純資産合計			8,056,416		8,641,591
負債・純資産合計			9,009,195		9,548,231

## (2) 【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度		当事業年度	
		自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			5,878,713		5,755,477
運用受託報酬	*1		117,575		119,263
営業収益計			5,996,289		5,874,740
営業費用					
支払手数料	*1		2,900,890		2,834,615
広告宣伝費			59,825		56,076
調査費			780,767		862,064
調査研究費		559,786		602,300	
委託調査費		220,980		259,764	
営業雑経費			71,717		78,304
印刷費		61,913		67,921	
郵便料		109		130	
電信電話料		4,834		5,157	
協会費		4,860		5,094	
営業費用計			3,813,200		3,831,061
一般管理費					
給料			678,964		738,208
役員報酬		62,899		66,058	
給料・手当		452,557		493,278	
賞与		65,183		73,133	
法定福利費		92,930		100,162	
福利厚生費		5,392		5,575	
賞与引当金繰入			84,622		85,414
退職給付費用			75,930		80,176
役員退職慰労引当金繰入			9,425		10,662
交際費			2,777		4,789
旅費交通費			6,235		9,001
租税公課			24,607		22,609
不動産賃借料			62,890		62,981
固定資産減価償却費			30,126		28,300
諸経費			168,648		156,090
一般管理費計			1,144,227		1,198,235
営業利益			1,038,861		845,443
営業外収益					
受取利息	*1		86		132
その他営業外収益			334		328
営業外収益計			421		461
営業外費用					
雑損失			1,646		4,534
営業外費用計			1,646		4,534
経常利益			1,037,636		841,371

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,250		3,426
特別損失計			3,250		3,426
税引前当期純利益			1,034,385		837,944
法人税、住民税および事業税			319,688		250,927
法人税等調整額			2,984		1,993
当期純利益			711,712		585,023



## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	△780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,000	△68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	711,712
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	711,745
当期末残高	155	155	8,056,416

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

重要な会計方針

	<p style="text-align: center;">当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p>	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当事業年度</p> <p style="text-align: center;">自 2023年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 2024年3月31日</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

\* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
建 物	81,193 千円	85,996 千円
器具備品	41,919 千円	46,782 千円

\* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
普通預金	6,939,485 千円	7,469,689 千円
定期預金	1,000,000 千円	1,000,000 千円
未収運用受託報酬	2,252 千円	2,051 千円
未払手数料	195,316 千円	214,856 千円

(損益計算書関係)

\* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
運用受託報酬	103,058 千円	68,151 千円
受取利息	84 千円	129 千円
支払手数料	2,285,492 千円	2,203,996 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	—
合計	3,724	3,724	—

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,096,294	8,096,294	—
(2) 未収委託者報酬	684,094	684,094	—
(3) 未収運用受託報酬	8,342	8,342	—
合計	8,788,731	8,788,731	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	3,724	—	3,724
合計	—	3,724	—	3,724

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。



当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,583,432	8,583,432	—
(2) 未収委託者報酬	714,228	714,228	—
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,943	—	22,943
合計	—	22,943	—	22,943

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	△5
小計	994	1,000	△5
合計	3,724	3,500	224

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4. 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	141,018	147,286
退職給付費用	18,504	19,805
退職給付の支払額	△12,235	△17,272
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	147,286	149,819

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819
退職給付引当金	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	18,504	19,805

### 3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 48,840 千円、当事業年度 52,340 千円であります。

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,740,569,136	1,680,937,373
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,807,426,438	1,770,192,799
差引額	<u>△66,857,301</u>	<u>△89,255,425</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2022年3月分) 0.1000%	(2023年3月分) 0.1104%
(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高162,618,026千円および年金財政計算上の別途積立金95,760,724千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高147,969,513千円および年金財政計算上の別途積立金58,714,087千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,911	26,179
役員退職慰労引当金	11,552	4,947
退職給付引当金繰入限度超過額	45,099	45,874
未払事業税	8,233	5,926
未払事業所税	686	725
その他	3,884	3,890
繰延税金資産 小計	95,367	87,544
評価性引当額	△56,651	△50,821
繰延税金資産 合計	38,715	36,722
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△68	△135
繰延税金負債 合計	△68	△135
繰延税金資産の純額	38,647	36,586

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。



②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,285,492千円 103,058千円 49,336千円 49,958千円	未払手数料	195,316千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫 (東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,203,996千円 68,151千円 70,903千円 49,958千円	未払手数料	214,856千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	594,916千円	未払手数料	132,162千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
1 株当たり純資産額	2,014,104 円 10 銭	2,160,397 円 84 銭
1 株当たり当期純利益金額	177,928 円 2 銭	146,255 円 82 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
当期純利益金額	711,712 千円	585,023 千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	711,712 千円	585,023 千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

2024年6月20日付で、取締役会長の選定の変更等に関する定款の変更を行いました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

しんきんUSバランス・プラスゴールド(1年決算型)

約 款

## 運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

しんきん米国債券ETFマザーファンド、しんきんS&P500インデックスマザーファンドおよびしんきんゴールドETFマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とし、短期金融資産にも投資を行います。

#### (2) 投資態度

- ① 主として各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、海外の複数の資産（債券・株式・金）に分散投資を行います。
- ② 各マザーファンドの受益証券の投資比率は、以下の資産配分比率を目指します。

資産	マザーファンド	資産配分比率
米国債券	しんきん米国債券ETFマザーファンド	60%程度
米国株式	しんきんS&P500インデックスマザーファンド	2.5%～20%程度
金	しんきんゴールドETFマザーファンド	2.5%～20%程度

- ③ ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、米国株式と金への投資比率を上記の資産配分比率の範囲内で調整し、短期金融資産を組み入れます。（米国株式と金の資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）
- ④ しんきん米国債券ETFマザーファンドについては、原則として為替ヘッジを行います。
- ⑤ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

年1回の決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

## 追加型証券投資信託

### しんきんUSバランス・プラスゴールド（1年決算型） 約款

#### （信託の種類、委託者および受託者）

**第1条** この信託は、証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

2 この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

#### （信託事務の委託）

**第2条** 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

2 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### （信託の目的、金額および追加信託の限度額）

**第3条** 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

2 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

3 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### （信託期間）

**第4条** この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

#### （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

**第5条** この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### （当初の受益者）

**第6条** この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### （受益権の分割および再分割）

**第7条** 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、500億口を上限として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

2 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

**第8条** 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口



数を乗じた額とします。

- 2 この約款において、基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 3 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

**第9条** この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

**第10条** この信託の全ての受益権は、振替法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- 2 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- 3 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

**第11条** 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

- 第12条** 委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- 2 この約款において、「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとしま

す。

- 3 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合は、受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、第34条第2項のただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託の取得申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- 4 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 5 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 6 前項の手数料の額は、指定販売会社が定めるものとします。
- 7 受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- 8 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### **（受益権の譲渡に係る記載または記録）**

- 第13条** 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - 3 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **（受益権の譲渡の対抗要件）**

- 第14条** 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (投資の対象とする資産の種類)

**第 15 条** この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

**第 16 条** 委託者は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された「しんきん米国債券ETF マザーファンド」、「しんきん S&P500 インデックスマザーファンド」および「しんきんゴールドETF マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- (3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、(3) の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

**2** 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

**3** 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (利害関係人等との取引等)

**第 17 条** 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託

及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- 2 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- 3 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- 4 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

#### **(運用の基本方針)**

**第 18 条** 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

#### **(信用リスク集中回避のための投資制限)**

**第 19 条** 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

**第 20 条** 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約取引の指図および範囲)**

**第 21 条** 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- 2 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### **(信託業務の委託等)**

**第 22 条** 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託者の利害関係人を

含みます。)を委託先として選定します。

- (1) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - (2) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - (3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - (4) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- (1) 信託財産の保存に係る業務
  - (2) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - (3) 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - (4) 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

**第23条** 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

**第24条** 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

2 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

3 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (一部解約の請求、有価証券の売却および再投資の指図)

**第25条** 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等の指図ができます。

2 委託者は、前項の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図

ができます。

#### (資金の借入れ)

**第 26 条** 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(1) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(2) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内

(3) 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

3 第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

**第 27 条** 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

**第 28 条** 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

2 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

3 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

**第 29 条** この信託の計算期間は、原則として毎年 2 月 26 日から翌年 2 月 25 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から 2022 年 2 月 25 日までとします。

2 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

**第 30 条** 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

2 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

3 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

4 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

**第 31 条** 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

2 信託財産の財務諸表の監査に係る監査費用および監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の額および支弁の方法)

**第 32 条** 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 82 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

2 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

3 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

**第 33 条** 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い)

**第 34 条** 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。

2 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録がされます。ただし、第 37 条第 3 項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

3 指定販売会社は、受益者が、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権

に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

- 4 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間終了日後1か月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
- 5 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1か月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 6 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- 7 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- 8 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第35条** 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、前条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金および償還金の時効)

- 第36条** 受益者が、収益分配金については第34条第4項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託契約の一部解約)

- 第37条** 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単



位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者は、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- 3 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 4 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- 5 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 6 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- 7 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

**第38条** 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

**第39条** 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が3億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該

提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

**第40条** 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

2 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

**第41条** 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

2 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

**第42条** 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

**第43条** 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

2 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

**第44条** 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

**第45条** この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

**第46条** この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- (1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- (2) 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

**第47条** 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### (公告)

**第48条** 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

**第49条** この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2021年6月14日

委託者	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社

(ご参考)

## 親投資信託 しんきん米国債券ETFマザーファンド

### 運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、米国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

上場投資信託証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主として上場投資信託証券である「i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF」への投資を行い、実質的に米国の債券に投資を行います。
- ② 上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ご参考)

## 親投資信託 しんきん S&P500 インデックスマザーファンド

### 運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、S&P500 指数（配当込み、円換算ベース）に連動することを目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

米国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主として上場投資信託証券である「i シェアーズ・コア S&P 500 ETF」への投資を行い、実質的に米国の株式に投資を行います。
- ② 上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ご参考)

## 親投資信託 しんきんゴールドETFマザーファンド

### 運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、米国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

上場投資信託証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主として上場投資信託証券に投資を行い、金地金価格への連動を目指します。なお、上場投資信託証券の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託者の判断により決定するものとします。
- ② 上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

